

引っ越しのシーズンです

住所異動の届け出を忘れずに

経過している場合は、特例転出はできません。

住所の異動

引っ越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要です。

転入・転居・国外への転出の届け出の際は、マイナンバーカード(住基カードを含む)を取得済みの方は必ずお持ちください。

転出届

ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出てください。

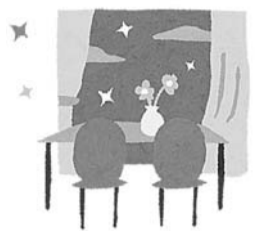
その他の届け出

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届け出てください。

届け出ができる方

本人または小金井市で同一世帯の方(転居届は転居後に同一世帯の方) ※これ以外の第三者が行う場合には委任状が必要となります

市民課市民係 ☎042-387-19830



市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料

納め忘れはありませんか

各種税金・保険料は、さまざまなサービスを提供するための大切な財源です。

納め忘れがありましたら、納期限内に納めることが困難な方は、ご相談ください。

市税

納付書の再発行、年金天引きから口座振替への変更手続等、詳しくは、お問い合わせください。

国民健康保険税

国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳未満のすべての人(厚生年金・共済組合加入者を除く)が加入し、保険料を納め、支え合う制度です。

後期高齢者医療保険料

介護福祉課介護保険係 ☎042-387-99934

介護保険料

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を滞納すると...

納期限経過後は、納期限



みんなのひろば

男女平等社会をめざして

ご利用ください

男女平等に関する「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策で男女差別が見られる場合の苦情や、日常生活の悩みや性別によって差別や不利益を受けた場合などの人権侵害による相談について申し出ができます。

デートDVを防止しましょう

デートDVとは、未婚の交際相手などへの暴力のことです。被害を受けた人の心や身体を大きく傷つけてしまう人権侵害です。

女性総合相談をご利用ください

原則毎週金曜日と毎月第2木曜日に、女性総合相談を実施しています(市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載)。

女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きしています。プライバシーは守られますので、どのようなことでも、お気軽にご相談ください。

相談方法 電話または面談 他保育あり(1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込) 申電話で、企画政策課男女共同参画室へ

共通 企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-198504 住所不要 市役所本庁舎2階 ☎042-387-19853 FAX ☎042-387-1224

男女平等に関する苦情処理のしくみ

